

協定留学・認定留学 帰国後の手続きについて

留学先での授業及び試験が終わり次第速やかに帰国し、下記の手続きを行ってください。

書類の提出

帰国後は下記書類を商学部事務室(駿河台キャンパス)へ提出してください。所定の書式は商学部 HP よりダウンロードしてご使用ください (<https://www.meiji.ac.jp/shogaku/exchange/partners.html>)。

■ 帰国届(所定)

保証人の署名、捺印が必要です。学籍や成績の処理に関わってきますので、出来るだけ早く提出してください。秋学期から復学を予定している者は8月中、翌年度春学期から復学を予定している者は3月中の提出が最終期限です。

■ 単位認定願、単位認定科目概要(所定)

留学先で取得した単位を明治大学商学部の科目へ単位認定する場合、留学先の成績証明書のコピーと併せて、単位認定願と単位認定科目概要をメールにて提出してください。単位認定の申請においては、授業の内容と時間に注意をし、どの科目に認定希望をするか選択してください。認定の可否は、各科目担当の教員が判断します。

プログラム修了学期	手続き書類の提出締切日(※)
春学期(4月～9月)	プログラム修了日から1か月後
秋学期(12月～3月)	プログラム修了日から1か月後

※締切日以降の提出は認めませんので、ご注意ください。

【 単位認定の申請条件 】

○ 商学部設置科目であること

(ゼミ、特別テーマ実践科目・海外研修科目、ジョブ・インターンは選抜試験や演習・実習を伴う科目のため対象としない。また基礎教育科目も原則対象としない)

○ 他学部設置科目、学部間共通科目、資格課程科目等、主管が商学部でない科目は申請対象としない

○ 授業内容が類似していること

○ 既に明治大学で履修修得している科目ではないこと

○ 授業時間が下記をクリアしていること

2単位→1350分/22.5時間 4単位→2700分/45時間 但し語学の授業は 明治大学1単位分=1,350分

○ 時間数が8割に達しない場合には、レポート(3,000字)を添付資料として提出すること。なおレポート内容には概要や授業以外の課題・活動などの報告をまとめること

○ 原則留学先で取得した科目1科目につき、商学部の科目1科目に申請をしてください。時間数が4単位分ある場合には、同じ科目名 A と B の計4単位に申請することは可能です。例)International Marketing 2700分 ⇒ 国際マーケティング論 A・B

※成績通知表への反映は、帰国届の提出を確認してからとなります。

※留学期間外の活動報告を提出している場合にも、単位認定手続き書類の提出締切日に変わりはありません。

※単位認定の依頼をした科目について認定が却下された場合、その後の申請科目の変更は2回までとします。

■ アンケート(所定)

■ 帰国報告書(所定)

学部間協定校留学者のみメールにて提出してください。

■ 英語能力試験スコアのコピー

留学を通して英語の力がどのくらい伸びたかを測るため、可能な限り受験をし、その結果をお知らせください。

商学部国際化へのご協力

帰国後、貴重な留学経験を活かし、商学部の国際化へご協力ください。商学部 HP や国際交流フォーラム、留学説明会において、今後留学を希望する学生への情報提供をお願いします。

以上

商学部事務室(駿河台) 国際交流担当 kaigai12@meiji.ac.jp

03-3296-4161